

創業に関するご相談は商工会議所にお任せください

金融情報

新型コロナウイルス感染症に関連する特例制度のご案内

令和4年3月1日現在

制度名	貸付限度額	用途	返済期間	利率	申込先
経営改善貸付 (金利引下げ)	2,000万円 別枠1,000万円	運転 設備	7年以内 10年以内	1.22% 別枠:0.31%(当初3年間)	新津商工会議所
<p>※経営改善貸付は、無担保・無保証人融資制度です。(通称：マル経融資) 融資対象者は、下記の要件を全て満たした方のみとなります。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 ②原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方 ③最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方 ④常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方 ⑤所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方</p>					
新型コロナウイルス感染症特別貸付	別枠 8,000万円	運転 設備	15年以内 20年以内	当初3年間： 基準金利-0.9% 3年経過後： 基準金利 無担保、据置は 5年以内	日本政策金融公庫
<p>【特別利子補給制度について】 マル経融資(別枠)または新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であり、下記のいずれかの要件に該当する方は、後日、利息部分について、いわゆる利子補給の制度が政府において設けられることになっており、利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用頂けます。</p> <p>①小規模事業者(個人)：要件なし ②小規模事業者(法人)：売上高▲15%減少 ③中小企業者(①、②以外)：売上高▲20%減少</p>					
新潟市 経営支援特別融資 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	3,000万円	運転	10年以内	1.5%~2.2% (保証料補助あり)	各金融機関
相談窓口：秋葉区役所産業振興課 商工観光係					
新潟県 新型コロナウイルス対策伴走支援型資金	4,000万円	運転 設備 借換	10年以内	1.15%~1.75% (保証料ゼロ)	各金融機関

新潟県事業継続支援金【まん延防止等重点措置枠】

まん延防止等重点措置の適用に伴う令和4年1月21日以降の飲食店等への営業時間短縮の要請により、売上が減少した飲食関連事業者等(飲食店と直接取引している事業者及びタクシー事業者・自動車運転代行業者)に対し、事業継続に向けた支援金を支給します。

支給額：20万円
(県内で複数店舗又は事業所を営む事業者は40万円)

受付期間：令和4年2月28日(月)~令和4年5月31日(火)

対象者：新潟県内に本社又は本店を有する法人又は個人事業主であること。令和4年1月21日以降の時短要請の対象区域となる県内市町村の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供していること。(タクシー事業者・自動車運転代行業者を含む)

支給要件：事業者全体の売上高について、令和4年1月から令和4年3月までのいずれか1ヶ月において、前年(又は前々年)同月比で20%以上減少していること。(既に飲食関連事業者等として第1弾支援金又は第2弾支援金を受給していても、今回の支給要件を満たせば支給対象)

申請方法：申請書に添付書類を添えて、「郵送」してください。
申請書類は、「新潟県事業継続支援金」ホームページからダウンロードできます。

新潟県事業継続支援金 まん延防止等重点措置枠

宛先 〒950-0916
新潟市中央区米山4丁目1-28 藤巻ビル2階
新潟県事業継続支援金センター 宛

<お問い合わせ先>

新潟県事業継続支援センター (TEL:050-5443-3037)

※受付時間は午前9時から午後5時まで(土日祝日は除く)

消費税申告相談会

(事前に日時の予約をしてください。)

<<消費税>>〇日 程：3月25日(金)
〇時 間：9:00~12:00 / 13:00~16:00
〇会 場：新津商工会議所 3F

【相談会に持参する書類等】

- ・申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと身分証明書(運転免許証等)のコピー
 - ・利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」とパスワードがわかるメモ
(税理士代理送信又はID/パスワード方式によりe-taxを利用される方)
 - ・前々年度の決算書及び所得税確定申告書控え、消費税申告書の控え
 - ・昨年の決算申告書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人のe-Tax送信で提出した人などへは申告書・決算書は送付されません。予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されますので、その通知をご持参下さい。
- ※消費税申告相談につきましては、若干の手数料をいただきます。ご了承ください。

※税理士関与の方又は法人の方はご遠慮ください。

【新型コロナウイルス感染症対策のため、次の事項についてご協力をお願いいたします】

- ・相談会は事前に日時の予約が必要です。
(予約のない方の相談は対応できませんのでご了承ください)
- ・マスク着用をお願いします。
(マスクをお持ちでない方は入場できません)
- ・会場入口で手指の消毒、体温測定をお願いします。
- ・風邪気味など体調の優れない方は来所をお控え下さい。
- ・2週間以内(相談会当日前の2週間)に感染拡大地域への往来がある方は来所をお控えください。
- ・感染症の状況により、止むを得ず相談会を中止させていただく場合があります。

《主催》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

《新型コロナの影響により期限までの申告等が困難な方は、申告・納付等の期限を延長することができます。》

所得税、贈与税及び個人事業者の消費税について、新型コロナの影響により期限までの申告等が困難な方は、令和4年4月15日(金)までの間、簡易な方法※により申告・納付等の期限を延長することができます。※期限後に申告が可能になった時点で、申告書の余白等に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を記載して提出して下さい。

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間 2022年1月31日(月)~5月31日(火)

①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

給付対象
①新型コロナウイルスの感染症の影響を受けた事業者
②2021年11月~2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上が、2018年11月~2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額
中小法人等 上限最大250万円(売上規模によって上限額は異なります)
個人事業者等 上限最大50万円

給付額 基準期間※1の売上高-対象月の売上高×5か月分
※1 2018年11月~2019年3月/2019年11月~2020年3月/2020年11月~2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

申請書類
履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)、收受日付印の付いた2019年(度)・2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え、対象月の売上台帳等、振込先の通帳、宣誓・同意書 等
(登録確認機関の継続支援関係がない方は、追加書類が必要になります。)

申請は、事業復活支援金ホームページからの電子申請(インターネットを利用した申請)となります。ご自身で電子申請を行うことが困難な方は、申請サポート会場にて補助員が電子申請の手続きをサポートします。

※申請には登録確認機関の事前確認が必要となります。当所は登録確認機関ですので、会員事業所など、当所と継続支援関係にある場合は、電話での質疑応答のみで事前確認(事前確認通知番号の発行)を行うことができます。


相談窓口・申請サポート会場予約 0120-789-140 事業復活支援金

ご愛読ありがとうございます



NIC新津
(株)新潟日報サポート
新津支店
新潟市秋葉区滝谷町3番21号
TEL 0250(22)2015
FAX 0250(22)2050

BCPの担い手
ガス・コージェネ
都市ガスで、
電気とお湯を
つくります。



越後天然ガス
TEL:0250-24-2171

諸橋工務店 本・いももん提供

ありがとう
ごさいます

FM **76.1MHz** **にいつ**
月曜日 12:00~12:30
(再放送 毎週水曜日 19:00~19:30)

聞いてね!

会員企業を全力で支援・サポートします!

新津商工会議所
~会員になって商工会議所を活用しよう!~

〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町3丁目1番7号
TEL:0250-22-0121 FAX:0250-25-2332
URL:http://www.niitsu.or.jp/ E-mail:n-cci@fsinet.or.jp